第２次喜多方市男女共同参画推進実施計画

平成 25 年度～平成 28 年度

平成 25 年６月

喜多方市

目次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

施策の指針１　人権尊重と男女平等の意識向上

基本施策
１　人権尊重と男女平等を推進する教育・学習機会の充実　・・・・・・・・・・・　4
（１）　生涯学習等における学習機会の充実
（２）　学校における教育・学習機会の充実

２　学校・家庭・地域・行政が連携した子育てや教育の推進　・・・・・・・・・・　5
（１）　子どもの個性と能力が発揮できる環境づくり

３　固定的役割分担意識の解消及びより良い家族関係構築のための・・・・・・・　5
広報・啓発活動
（１）　人権尊重と固定的役割分担意識の解消等に向けた広報・啓発活動

４　DV 防止などの広報・啓発活動及び被害者の支援・・・・・・・・・・・・・・　7
（１）　男女間の暴力の防止
（２）　被害者の保護や自立支援の促進

施策の指針２　意思決定過程への男女共同参画の促進

基本施策
１　行政の審議会等への共同参画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（１）　審議会等における女性委員の参画推進

２　事業所や地域活動における共同参画の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（１）　事業所等や地域活動における意思決定過程への男女共同参画の促進

施策の指針３　男女の職業意識・能力の向上の支援

基本施策
１　職業意識・能力の向上の支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
（１）　職業意識・能力向上の取組の支援
（２）　再就職の支援
（３）　行政における女性職員の能力開発・職域拡大

施策の指針４　家庭と仕事の両立の支援

基本施策
１　男女が協力し合う家庭づくりの支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
（１）　家事・育児・介護における男女共同参画の促進

２　子育て支援の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
（１）　子育てを支援するサービスの充実
（２）　育児に関する相談体制の充実

３　介護支援の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
（１）　介護を支援する制度の充実
（２）　介護に関する相談体制の充実

施策の指針５　多様な働き方を実現するためのしくみづくり

基本施策
１　多様な働き方を支援する制度等の普及・定着の促進　・・・・・・・・・・・　15
（１）　制度等の普及、定着の促進
（２）　労働環境の整備促進

施策の指針６　地域における男女共同参画の推進

基本施策
１　地域活動への支援と参画の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（１）　地域活動への支援
（２）　地域活動への参加促進

施策の指針７　すべての人が安心して暮らせる社会の実現

基本施策
１　すべての人が安心して暮らせる環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・　18
（１）　「高齢者の生涯現役」の支援
（２）　障がいのある人の社会参加の支援
（３）　ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりの推進
（４）　高齢者等の安全安心の推進

施策の指針８　生涯にわたっての健康な心とからだづくりの支援

基本施策
１　性別による身体的特徴を踏まえた健康な心とからだづくりの支援　・・・・　20
（１）　学校における性に関する教育の充実
（２）　健康な心とからだづくりの推進
２　妊娠・出産等に関する健康相談等の支援　・・・・・・・・・・・・・・・・　21
（１）　母性の理解と尊重
（２）　母子保健事業の推進

各施策の指針の進捗をはかる指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22

はじめに

１．計画策定の趣旨

本市は、平成 20（2008）年に「喜多方市男女共同参画基本計画（きたかた男女共生プラン）」を策定し、この計画が平成 24 年度で終期を迎えたことから、引続き、男女が互いを認めつつ社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画できる社会の実現を目指すため、新たに「第２次喜多方市男女共同参画推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

今回の基本計画で定めた男女共同参画に関する施策について、全庁的な連携を図りながら、その実現に向けた具体的な取組内容を示すため、「第２次喜多方市男女共同参画推進実施計画」を策定するものです。

２．計画の性格

本実施計画は、基本計画において示された男女共同参画に関する基本施策に基づき、計画期間を通しての施策の実現に向けた取組みを示し、実施状況及び進捗状況の管理を行うとともに、毎年ローリング方式により見直し、社会経済環境の変化等への対応を図ることとしています。

３．計画の期間

本実施計画の期間は、基本計画と同じく平成 25（2013）年度から平成 28（2016）年度までの４ヵ年とします。

４．計画の内容

本実施計画は、基本計画において示された施策の指針の実現に向けた各課等の取組内容を明らかにしたものです。

計画の体系

施策の指針１　人権尊重と男女平等の意識向上

基本施策	施策	担当課
１　人権尊重と男女平等を推進する教育・学習機会の充実	（1）　生涯学習等における学習機会の充実	企画政策課 生涯学習課 中央公民館
	（2）　学校における教育・学習機会の充実	学校教育課
２　学校・家庭・地域・行政が連携した子育てや教育の推進	（1）　子どもの個性と能力が発揮できる環境づくり	学校教育課
３　固定的役割分担意識の解消及びより良い家族関係構築のための広報・啓発活動	（1）　人権尊重と固定的役割分担意識の解消等に向けた広報・啓発活動	企画政策課 生活環境課 生涯学習課
４　DV 防止などの広報・啓発活動及び被害者の支援	（1）　男女間の暴力の防止	社会福祉課
	（2）　被害者の保護や自立支援の促進	社会福祉課

施策の指針２　意思決定過程への男女共同参画の促進

基本施策	施策	担当課
１　行政の審議会等への共同参画の推進	（1）　審議会等における女性委員の参画推進	全庁 企画政策課 総務課
２　事業所や地域活動における共同参画の促進	（2）　事業所等や地域活動における意思決定過程への男女共同参画の促進	商工課 企画政策課

施策の指針３　男女の職業意識・能力の向上の支援

基本施策	施策	担当課
１　職業意識・能力の向上の支援	（1）　職業意識・能力向上の取組の支援	商工課
	（2）　再就職の支援	
	（3）　行政における女性職員の能力開発・職域拡大	総務課

施策の指針４　家庭と仕事の両立の支援

基本施策	施策	担当課
１　男女が協力し合う家庭づくりの支援	（1）　家事・育児・介護における男女共同参画の促進	企画政策課 社会福祉課 高齢福祉課 等
２　子育て支援の促進	（1）　子育てを支援するサービスの充実	社会福祉課 保健課 生涯学習課 中央公民館
	（2）　育児に関する相談体制の充実	社会福祉課 保健課
３　介護支援の促進	（1）　介護を支援する制度の充実	高齢福祉課
	（2）　介護に関する相談体制の充実	高齢福祉課

施策の指針５　多様な働き方を実現するためのしくみづくり

基本施策	施策	担当課
１　多様な働き方を支援する制度等の普及・定着の促進	（1）　制度等の普及・定着の促進	商工課
	（2）　労働環境の整備促進	社会福祉課 商工課 農業委員会

施策の指針６　地域における男女共同参画の推進

基本施策	施策	担当課
１　地域活動への支援と参画の促進	（1）　地域活動への支援	企画政策課 農林課 観光交流課 まちづくり課
	（2）　地域活動への参加促進	企画政策課 総務課 観光交流課

施策の指針７　すべての人が安心して暮らせる社会の実現

基本施策	施策	担当課
１　すべての人が安心して暮らせる環境の整備	（1）　「高齢者の生涯現役」の支援	高齢福祉課 生涯学習課 中央公民館
	（2）　障がいのある人の社会参加の支援	社会福祉課 保健課
	（3）　ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりの推進	まちづくり課　等
	（4）　高齢者等の安全安心の推進	高齢福祉課

施策の指針８　生涯にわたっての健康な心とからだづくりの支援

基本施策	施策	担当課
１　性別による身体的特徴を踏まえた健康な心とからだづくりの支援	（1）　学校における性に関する教育の充実	学校教育課
	（2）　健康な心とからだづくりの推進	高齢福祉課 保健課
２　妊娠・出産等に関する健康相談等の支援	（1）　母性の理解と尊重	保健課
	（2）　母子保健事業の推進	保健課

施策の指針１　　人権尊重と男女平等の意識向上

基本施策１　人権尊重と男女平等を推進する教育・学習機会の充実

（１）　生涯学習等における学習機会の充実

①　男女平等意識の醸成を図るための学習機会の充実を図ります。

取組内容	担当課
男女平等、男女共同参画の意識の醸成を図るための学習機会として、「喜多方市男女共生のつどい」を実行委員会と協力して開催する。	企画政策課 各総合支所住民課
福島県男女共生センターをはじめ、各地で開催される男女共同参画に関する講座等の情報を市広報及び市ホームページに掲載し、周知を図る。	
学校や社会教育の場において、男女の平等、男女共同参画について学習する機会の拡充を図る。	生涯学習課 中央公民館 各総合支所教育課

（２）　学校における教育・学習機会の充実

①　「喜多方市人づくりの指針」を基本とし、一人ひとりの多様な価値観や生き方を認め合うことのできる環境づくりと、相互協力・理解について男女平等の視点に立った教育を進めます。

取組内容	担当課
道徳の授業や全校集会、学校だより等、様々な機会を活用し「喜多方市人づくりの指針」を基に、男女平等の視点に立った多様な価値観や生き方を認め合うなど、協力しながら生きていくことの大切さについて教育を進める。	学校教育課 各総合支所教育課

②　教職員が男女平等の視点に立った教育指導をさらに推進するために、研修機会の充実を図ります。

取組内容	担当課
幼稚園研修会、教育講演会等を通して、教職員の識見を高め、男女共同参画に対する意識の高揚を図る。	学校教育課 各総合支所教育課
全教職員に配付する「喜多方市の学校教育」に「喜多方市人づくりの指針」を掲載するとともに、各種会合で「喜多方市人づくりの指針」を取り上げ、その理念を周知しながら男女平等についての理解を深める。	

③　学校教育において、男女平等に配慮し児童生徒が進学・就職などで男女の別なく幅広い選択ができるようキャリア教育を行います。

取組内容	担当課
市内中学校で職場体験を実施するとともに、小学校においても職場見学や社会人を招聘した授業を実施し、男女の別なく幅広く職業を選択する能力を養うキャリア教育（※）を行う。	学校教育課 各総合支所教育課

※　キャリア教育
一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育

基本施策２　学校・家庭・地域・行政が連携した子育てや教育の推進

（１）　子どもの個性と能力が発揮できる環境づくり

①　学校・家庭・地域・行政が相互に連携を図りながら、地域ぐるみにより子どもの個性や能力が発揮できる環境づくりを進めます。

取組内容	担当課
「学校・家庭・地域連携推進事業」において講演会を開催し、児童・生徒の現状や課題を共有するとともに、次代を担う児童・生徒が自立心をもち、人間性豊かに育つための環境づくりを推進する。	学校教育課 各総合支所教育課

基本施策３　固定的役割分担意識の解消及びより良い家族関係構築のための広報・啓発活動

（１）　人権尊重と固定的役割分担意識の解消等に向けた広報・啓発活動

①　互いの人権を尊重し合い、相手に対し思いやる気持ちをつくるための啓発を行います。

取組内容	担当課
地域のイベントに参加し、啓発物品及び特設相談開設の PR チラシ等を配布する。	生活環境課 各総合支所住民課
市内小・中学校・幼稚園・児童館へ訪問し、ビデオ及び紙芝居等を通した人権啓発を図る。	
市内小・中学校へ訪問し、人権作文、人権の花（※1）、SOS ミニレター（※2）の依頼に併せて意見交換会を実施する。	
社会福祉施設等へ訪問し、福祉施設訪問入居者との対話・人権相談所の開設を実施する。	

※1　人権の花
小学生を主に対象とし、花の種子や球根の育成を通して、協力・感謝することの大切さを学ぶとともに、情操を豊かにし、優しい思いやりの心を体得させ、人権思想を育むことを目的とした啓発運動

※2　SOS ミニレター
全国の小中学生に「子どもの人権 SOS ミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、これを通じて、学校における「いじめ」や体罰、家庭内での虐待など教師や保護者に相談できない子どもの悩みごとを把握し、関係機関と連携を取りながら解決を図る事業。法務省職員及び人権擁護委員が相談に応じる。

② わたしたちの生活や人権を守っている様々な法や権利、制度についての周知を図り、人権に関する意識の向上を図ります。

取組内容	担当課
人権にかかわる国や県の動向について情報収集をし、関係課との情報の共有を図る。	企画政策課 各総合支所住民課
市民生活や人権を守るための相談窓口（国・県など）について情報収集をし、市ホームページ掲載の相談窓口情報を必要に応じて更新する。	
特設人権相談を毎月１回実施する。	生活環境課 各総合支所住民課

③ 男女共同参画の推進に資する市民活動を支援し、男女平等意識の浸透を促進します。

取組内容	担当課
男女共同参画の意識啓発など、男女共同参画推進に資する市民活動に対し補助金を交付する。	企画政策課 各総合支所住民課
市広報及び市ホームページを活用し、男女共同参画推進に資する活動を行う市民団体に向け、市男女共同参画推進関連事業費補助金をはじめとした各種支援等の情報を提供する。	
男女共同参画に対する市民の意識の浸透等を把握し、今後の施策展開の基礎とするため、意識調査を実施する。（平成 27 年度実施予定）	
市民の男女共同参画の推進のために行う活動を支援することによって、意識の高揚を図る。	生涯学習課 各総合支所教育課

④ 市内で行われている男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進事例として紹介し、市民の関心を高め意識啓発を図ります。

取組内容	担当課
男女共同参画社会の実現に向けた取組を行う個人・団体の活動について取材し、市広報及び市ホームページで紹介する。	企画政策課 各総合支所住民課

基本施策４　ＤＶ防止などの広報・啓発活動及び被害者の支援

（１）　男女間の暴力の防止

①　被害の潜在化を防ぐために、ＤＶ※は重大な人権侵害であることを広く周知するとともに、職場・学校・地域などのあらゆる分野におけるセクシャル・ハラスメントの防止のための啓発を行います。

取組内容	担当課
人権擁護委員・民生児童委員等の活動や市広報及び市ホームページを通して、ＤＶ予防のための広報・啓発を図る。	社会福祉課 各総合支所住民課

※　DV（ドメスティック・バイオレンス）
親密な関係にある男女間で繰り返し振るわれる暴力。身体的・精神的・性的・経済的暴力など。

②　被害者が安心して相談できるよう、関係機関と連携し被害者が利用しやすい相談窓口の広報を行います。

取組内容	担当課
女性相談員の設置をはじめ関係職員の資質の向上に努めるとともに、相談しやすい環境づくりを進め、相談体制の充実を図る。	社会福祉課 各総合支所住民課
警察、女性のための相談支援センターや地域の民間団体など、関係機関と連携して情報の共有化を図り、安心して相談できる体制を整備する。	

（２）　被害者の保護や自立支援の促進

①　「配偶者暴力防止法」（※1）に基づき、関係機関と連携して保護命令制度の適切な運用の実現に努めます。

取組内容	担当課
関係機関と連携し、緊急時における被害者と同伴児童の安全を確保し、必要に応じ緊急一時保護を実施する。	社会福祉課 各総合支所住民課
被害者からの申立てにより、裁判所から加害者に「保護命令」（被害者への接近禁止・退去命令）を発する制度の利用を支援する。	
警察等の関係機関と連携し、ストーカー規制法（※2）の適用を視野に入れ、被害者の安全を確保する。	

※1　配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）
配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。平成 19 年の改正により、保護命令の対象が拡大するとともに、市町村において暴力防止及び被害者保護の施策に関する基本計画の策定が努力義務となった。

※2　ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）
ストーカー行為等について罰則等の必要な規制及びその相手方に対する援助の措置等を定めた法律

② 被害者の自立支援のため、関係機関と連携した就業の促進、住宅の確保、同居する子どもの就学等に関する情報の提供を行います。

取組内容	担当課
ハローワークや雇用相談センター等を活用し、適性や希望に合った就労を支援する。	社会福祉課 各総合支所住民課
自立のために住宅が確保できるよう、公営住宅等の情報提供を行う。	
被害者の子どもの保育や就学の支援を行うとともに、情報管理の徹底により子どもの安全を確保する。	

施策の指針２　　意思決定過程への男女共同参画の促進

基本施策１　行政の審議会等への共同参画の推進

（１）　審議会等における女性委員の参画推進

①　喜多方市総合計画に基づき、市の審議会等における女性委員の割合が 40%となるよう、さらに取組を推進します。

取組内容	担当課
各課において、新たな委員推薦を依頼する際、男女のバランスを考慮したうえで、団体に対し女性委員の推薦を働きかける。	全　　庁
女性委員の割合が目標に達していない審議会を所管する課に対して、女性委員の積極的な登用を促し、割合の向上を図る。	企画政策課 総務課 各総合支所 住民課

②　審議会等における女性委員の登用状況を公表し、市民生活の意思決定における男女共同参画の必要性について関係団体や市民等に理解を求めていきます。

取組内容	担当課
毎年４月１日現在の審議会等への女性委員登用率を調査・把握し、その割合を公表する。	企画政策課 各総合支所 住民課

基本施策２　事業所や地域活動における共同参画の促進

（１）　事業所等や地域活動における意思決定過程への男女共同参画の促進

①　事業所で活躍できる女性人材育成のための情報提供を行います。

取組内容	担当課
福島県産業振興センターや中小企業大学校が実施する、事業所における女性人材育成に関する研修に対して補助を行う。	商工課 各総合支所 産業課
福島県産業振興センターや中小企業大学校の実施する研修の情報提供を行い、周知を図る。	

② 町内会やPTA等の各種団体で活躍できる女性人材育成のための情報提供を行います。

取組内容	担当課
地域活動における女性の人材育成に関する研修や講演会等の情報について、市ホームページ掲載や、市内公共施設等へのチラシ、ポスターの配布・掲示を通し、周知を図る。	企画政策課 各総合支所住民課
地域における女性参画の意識啓発のため、地域で活躍する女性について、各課に働きかけて情報収集をし、市広報及び市ホームページで紹介をする。	

施策の指針３　　男女の職業意識・能力の向上の支援

基本施策１　職業意識・能力の向上の支援

（１）　職業意識・能力向上の取組の支援

①　関係団体等との連携を図りながら、意欲のある人が活躍できるためのステップアップや再就職、また、職業選択の幅が広がるよう職業訓練等チャレンジに対する支援を行うとともに、就労に役立つ技術や能力向上のための講座情報等を提供します。

取組内容	担当課
喜多方市職業訓練支援事業及び在宅ワーク支援セミナーを開催し、職業意識・能力向上を図るとともに、職業選択の幅を広げる取組の支援を行う。	商工課 各総合支所産業課
市内の空き店舗を活用した起業者に対し家賃補助の支援を行う。	

（２）　再就職の支援

①　再就職を希望する人に対し、就業相談や研修会などの必要な情報の提供を関係機関と連携して行います。

取組内容	担当課
関係機関と連携し、各団体が行う就職支援セミナー情報の市広報掲載やチラシにより、各情報の周知を図る。	商工課 各総合支所産業課
喜多方市雇用相談センターにおいて、再就職に関する情報提供を行う。	

（３）　行政における女性職員の能力開発・職域拡大

①　女性職員が能力を発揮しキャリアアップできるよう、幅広い職務経験や研修機会の確保に努め人材を育成します。

取組内容	担当課
ふくしま自治研修センター等で実施される能力開発を目的とした研修会へ派遣し、人材育成を図る。	総務課 各総合支所住民課

施策の指針４　　家庭と仕事の両立の支援

基本施策１　男女が協力し合う家庭づくりの支援

（１）　家事・育児・介護における男女共同参画の促進

①　共に行う「家事・育児・介護」への理解を深めるための啓発を行います。

取組内容	担当課
家庭と仕事の両立や育児・介護に関する各種講座・教室の開催情報についてチラシ、ポスターの配布や掲示を通し、周知を図る。	企画政策課 社会福祉課 高齢福祉課 各総合支所 住民課　等
家庭と仕事の両立や家事・育児・介護の分担について、市民の現状及び課題を把握し、今後の施策展開の基礎とするため、意識調査を実施する。（平成 27 年度実施予定）	企画政策課 各総合支所 住民課
学校や社会教育の場において、男女の平等、男女共同参画について学習する機会の拡充を図る。	生涯学習課 中央公民館 各総合支所 教育課
家庭教育学級の内容を充実させ、乳幼児の保護者を対象とした育児に関する学習機会の拡充に努める。	

基本施策２　子育て支援の促進

（１）　子育てを支援するサービスの充実

①　多様なニーズに対応できるように延長保育や病後児保育、放課後児童クラブなど、子育て支援サービスの充実を図ります。

取組内容	担当課
放課後児童等の健全育成を図るため、児童館及び児童クラブ館等を開設・運営する。	社会福祉課 各総合支所 住民課
次代を担う児童の健全育成を図るため、児童手当を支給する。	
多子世帯の負担軽減を図るため、保育料の一部を助成する。	
障がいを持つ児童の成長と発達を促進するため、障がい児保育を実施する。	
家庭保育が一時的に困難になったときの保護者を支援するため、一時預かり保育を実施する。	

取組内容	担当課
集団保育が困難な病気回復期にある児童の保育を支援するため、病後児保育を実施する。	社会福祉課 各総合支所 住民課
保護者の就労等を支援するため、延長保育を実施する。	
子育て中の親子の交流と保護者同士の交流、子育て関連情報の提供を行うため、幼児クラブを開催する。	
子育てに悩みを持つ親同士が情報交換をする機会を設け、問題解決に取り組みながら安心して子育てができるよう支援する。	保健課 各総合支所 住民課
家庭教育学級等を充実し、乳幼児の保護者を対象とした育児に関する学習機会の拡充に努める。	生涯学習課 中央公民館 各総合支所 教育課
保育所、幼稚園、公民館、児童館、保健センター、総合福祉センター等の関係機関の連携を深め、家庭教育に関する学習情報の提供に努める。	
地域での子育ての輪を広げるために、育児サークル、家庭教育団体などの活動を支援する。	生涯学習課 各総合支所 教育課

（２）　育児に関する相談体制の充実

①　育児に携わる人を支援するための相談体制を充実します。

取組内容	担当課
地域子育て支援センターにおいて、子育て中の親子の交流や育児相談、子育て関連情報の提供等を行う。	社会福祉課 各総合支所 住民課
健康診査において経過観察を要する児の経過フォローと詳しい発達検査等により、保護者に養育支援を実施する。	保健課 各総合支所 住民課

基本施策３　介護支援の促進

（１）　介護を支援する制度の充実

①　介護に携わる家族等の負担を軽減するため、要介護者・要支援者の生活の質が向上するよう、在宅サービスや施設サービス等の充実を図り、介護に携わる家族等の社会参加等につながるよう支援します。

取組内容	担当課
各種介護サービスの給付等の介護保険事業を運営し、介護負担の軽減と要介護者・要支援者の生活の支援を図る。	高齢福祉課 各総合支所住民課

（２）　介護に関する相談体制の充実

①　介護と保健、医療、福祉等との連携により地域包括ケア体制（※）を一層推進し、介護に携わる家族等を支援するための相談体制の充実を図ります。

取組内容	担当課
喜多方市地域包括支援センターへ事業を委託し、高齢者の介護に関する総合相談事業、権利擁護事業、介護予防等包括的・継続的マネジメント事業を実施する。	高齢福祉課 各総合支所住民課

※　地域包括ケア体制

住み慣れた地域で住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。関係機関と連携・協力し、地域の特性や住民のニーズに応じて構築する必要がある。

施策の指針５　　多様な働き方を実現するためのしくみづくり

基本施策１　多様な働き方を支援する制度等の普及・定着の促進

（１）　制度等の普及・定着の促進

①　次世代育成支援対策推進法（※1）など、多様な働き方に関する制度等について、広報等により普及を図り制度の定着を図ります。

取組内容	担当課
在宅ワークセミナーを開催し、在宅ワークの周知、定着に努める。	商工課 各総合支所産業課
改正育児・介護休業法（※2）に基づく制度等について、関係機関と連携し、市広報掲載やチラシにより普及に努める。	

※1　次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の流れを変えるため、仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が行動計画を策定し、都道府県労働局にその旨を届けることを義務付けた法律。平成 23 年の改正により、行動計画の策定・届出の義務付け範囲が拡大した。

※2　改正育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

平成 21 年に改正された育児・介護休業法。育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援等を一層進めるため、育児・介護休暇の拡充や短時間勤務・所定外労働の免除の義務化などが新たに定められた。

（２）　労働環境の整備促進

①　労働環境の実態の把握や、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

取組内容	担当課
関係機関と連携し、各団体が実施する職場の労使困りごと相談会や総合労働相談コーナー設置の情報提供を実施する。	商工課 各総合支所産業課
喜多方市雇用相談センターにおいて、相談体制を整え、実態把握に努める。	

②　企業内保育所の設置に向けた普及活動を行い、安心して働くための環境づくりを促進します。

取組内容	担当課
育児期にある労働者の就業を促進するため、事業所に対し企業内保育サービスの普及啓発を図る。	社会福祉課 各総合支所住民課
企業内保育所に対し、保育をはじめ子育てに関する情報提供を行い、労働者が安心して就業できる環境づくりを支援する。	

③　男女が育児・介護休業制度を利用しやすいように啓発活動を行います。

取組内容	担当課
改正育児・介護休業法に基づく制度等について、関係機関と連携し、市広報掲載やチラシにより普及に努める。	商工課 各総合支所産業課

④　結婚・出産などを機に仕事を中断した男女が、再就職に意欲を持てるように、事業所に対して就労形態や再就職への理解を求めていきます。また、フレックスタイム制（※）や在宅ワークなどの柔軟な就労形態の普及を図るとともに、能力を高め、職業選択の幅が広がるよう職業訓練等に対する支援を行います。

取組内容	担当課
柔軟な就労形態について、関係機関と連携し、市広報掲載やチラシにより、普及に努める。	商工課 各総合支所産業課
喜多方市職業訓練支援事業及び在宅ワーク支援セミナーを開催し、職業意識・能力向上を図るとともに、職業選択の幅を広げる取組の支援を行う。	

※　フレックスタイム制

1 か月以内の一定期間の総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度

⑤　家族で農業経営している農家において、家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定の締結を促進します。

取組内容	担当課
家族間の農業経営体における役割分担や就業条件等を明確にすることにより、女性や後継者の地位向上と就農に対する意欲の向上・安定が図られることから、農家世帯への啓発の徹底及び農業者集会への積極的な参加を促し、協定の締結促進を図る。	農業委員会 各総合支所産業課

施策の指針６　　地域における男女共同参画の推進

基本施策１　地域活動への支援と参画の促進

（１）　地域活動への支援

①　より良い地域関係をつくるために地域住民が一体となって行う活動に対する各種支援制度の情報提供などを行います。

取組内容	担当課
地域住民が自ら考え、実践する地域づくりに対し、補助金等の交付やアドバイザー等の派遣を実施し活動を支援する。	企画政策課 農林課 観光交流課 まちづくり課 各総合支所 住民課 各総合支所 産業課
国や県などで実施している助成金やアドバイザー派遣等の各種支援制度について、情報収集をし、市広報及び市ホームページを通して積極的に周知する。	企画政策課 各総合支所 住民課

（２）　地域活動への参加促進

①　防犯活動、運動会、各種イベントなど各種地域活動の PR をすることで、自ら地域をつくる意識の啓発を図ります。

取組内容	担当課
男女共同参画の視点に立った地域づくりを実践している事例について、市広報及び市ホームページで紹介する。	企画政策課 各総合支所 住民課
よりよい地域関係を作るため、市民自らが行う各種地域活動を取材し、市広報において毎月掲載する。	総務課 各総合支所 住民課
地域にある観光資源やイベント、体験などのメニューをとりまとめ、パンフレットの作成や全国への情報発信等を通し、市内外からの誘客及び地域振興を図る。	観光交流課 各総合支所 産業課

施策の指針７　すべての人が安心して暮らせる社会の実現

基本施策１　すべての人が安心して暮らせる環境の整備

（１）　「高齢者の生涯現役」の支援

①　就労や趣味の活動など、高齢者がいきがいを持ち自立して生活できるよう、老人クラブ、高齢者生産活動センター、公民館での活動への参加によるいきがいづくりを促進します。

取組内容	担当課
高齢者生産活動センターにおいて、高齢者が今まで培った豊富な経験と技術を生かした生産活動を行うとともに、福祉施設等で園芸教室等の指導を行い、生きがいづくりを行う。	高齢福祉課 各総合支所住民課
各種スポーツ活動、健康づくりや奉仕活動を行う喜多方市老人クラブ連合会に対し事業補助金を交付し支援する。	
学習を通した仲間づくりを一層促進するために、福祉行政と社会教育の連携を図り、高齢者学級・講座等学習機会の拡充を図る。	生涯学習課 中央公民館 各総合支所教育課
太極拳ゆったり体操の活用など、心身の健康管理や健康状態・体力などに応じた生涯スポーツやレクリエーションの奨励に努める。	生涯学習課 各総合支所教育課
世代間交流を通した幼児や青少年とのふれあいの機会を拡充する。	

②　高齢者に対する福祉施策の充実を図り、安心して暮らすための支援を行います。

取組内容	担当課
高齢者が安心して暮らせるよう、訪問介護や配食サービスをはじめとした各種在宅福祉サービスや助成事業を実施する。	高齢福祉課 各総合支所住民課

（２）　障がいのある人の社会参加の支援

①　すべての人が共に支え合う地域社会をめざして、障がい者の社会活動参加を促進するため、相談活動等を含めたコミュニケーション支援体制の充実を図るとともに、障がい者自らが行う相互援助活動であるピアカウンセリングなどの相談活動を推進します。

取組内容	担当課
障がい者相談支援事業を実施し、相談体制の充実を図る。	社会福祉課 各総合支所住民課
手話や点字の講習会の開催や手話通訳者の派遣等、障がい者のコミュニケーション支援体制の充実を図る。	

② 障がいのある人に対する保健福祉の施策の充実を図り、生き生きと安心して暮らせるまちづくりを推進します。（ソフト面）

取組内容	担当課
日常生活や就業等への支援を実施し、障がいのある人の社会参加及び自立促進を図る。	社会福祉課 各総合支所住民課
障がいを持つ児童の成長と発達を促進するため、障がい児保育を実施する。	
精神障がいについての正しい知識を普及し、精神障がい者本人の社会復帰及びその自立と家庭支援、社会活動への参加に対する市民の関心と理解を深めていくため、教室や講座を開催する。	保健課 各総合支所住民課

（3） ユニバーサルデザイン（※）の視点によるまちづくりの推進

① 高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全かつ快適に生活することができる社会の実現をめざしたまちづくりを推進します。（ハード面）

取組内容	担当課
工事全般においてユニバーサルデザインを考慮した設計とする。	まちづくり課 各総合支所建設課　等

※ **ユニバーサルデザイン**

年齢や国籍、性別の違い、障害の有無にかかわらず、多様な人々が利用できる施設や製品・情報等を設計すること。

障害のある人が社会生活をしていく上での特定の障壁（バリア）を解消するバリアフリーから一歩進んだ発想から成り立つ。

（4） 高齢者等の安全安心の推進

① 救急・災害等の緊急時に支援を必要とする人が、迅速かつ的確に支援を受けることができるよう要援護者台帳への登録を推進し、消防署等関係機関と情報の共有化を図ります。

取組内容	担当課
要援護者台帳システムにより、登録対象者で未登録者を抽出し登録を促すとともに、登録済要援護者の情報を新しい情報として管理するため、登録時期の古い者へ登録情報の確認を行う。	高齢福祉課 各総合支所住民課

施策の指針８　生涯にわたっての健康な心とからだづくりの支援

基本施策１　性別による身体的特徴を踏まえた健康な心とからだづくりの支援

（１）　学校における性に関する教育の充実

①　校内における指導体制などを充実させ、発達段階に応じた性に関する正しい知識の理解を図ります。また、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動がとれるよう相談体制の充実を図ります。

取組内容	担当課
幼稚園において、遊びの中で男女仲良く活動することやお互いに思いやる心を育てる。	学校教育課 各総合支所教育課
小・中学校において、学級活動・道徳・保健指導等の中で男女の心や体の発達の違い、男女の協力等について指導し、特別活動等の学校生活を実践の場として取り組む。	
全中学校区において、小・中学校、学校医、ＰＴＡ代表等による中学校区学校保健委員会を開催し、課題解決のために共通した保健指導等を実施する。	
スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが養護教諭等と連携し、市内小・中学校で児童生徒や保護者の性に関する悩みをはじめとした様々な悩みに対応した相談を適宜行う。	

（２）　健康な心とからだづくりの推進

①　様々なストレスによって心の健康をそこなうことのないように、精神衛生を重視するための啓発を行います。

取組内容	担当課
ストレスにも健康・経済・生活・家庭・仕事の問題など様々な要因があるため、一人で悩まぬよう、相談窓口の周知や講演会、相談会など啓発活動を行う。	保健課 各総合支所住民課

②　生涯をとおした健康の保持・増進ができるよう、健康づくりから疾病の予防など健康管理体制や、相談窓口、教室・講座の充実を図るなど、健康な生活を送るための支援を行います。

取組内容	担当課
各種健（検）診や健康教育・相談を通して、適度な運動やバランスの取れた食生活の定着など健康な生活習慣への支援・指導を行う。	保健課 各総合支所住民課

③　介護予防の取組を体系的に実践し、高齢者の健康づくりを促進します。

取組内容	担当課
市民の介護予防に資するため、介護予防に効果のある太極拳ゆったり体操を実施し普及に努める。あわせて、太極拳ゆったり体操指導員及びボランティアを育成し、各地区が主体となって取り組むゆったり体操教室などに派遣する。	高齢福祉課 各総合支所住民課

基本施策２　妊娠・出産等に関する健康相談等の支援

（１）　母性の理解と尊重

①　女性の身体的な特徴への理解を深め、社会全体が出産や育児を支援する意識の醸成を図ります。また、性情報の氾濫や性意識の変化を踏まえ、望まない妊娠、人工妊娠中絶及び性感染症などを防止するため、学校等関係機関と連携した思春期保健教育を行い、各年代に応じた支援をします。

取組内容	担当課
妊娠・出産に関する安全確保のために地域及び関係機関に妊産婦に対して理解を深め、妊娠中であることを示すマタニティーマークを普及し、妊婦にやさしい環境づくりを推進する。	保健課 各総合支所住民課
中学校の生徒及び保護者を対象に正しい性の情報や知識を持ち、それらを上手に活用できるように思春期に関する知識の普及及び啓発を図るため、産婦人科医の講話を実施する。	

（２）　母子保健事業の推進

①　出産や育児にも両親が役割を持って携わる事を意識付け、家族で育児することについての理解を深めるための啓発を行います。乳幼児健診や健康相談、離乳食教室等へ両親や家族が参加できる体制づくりを継続します。

取組内容	担当課
健やかな妊娠・出産・育児を通して母性・父性が育まれ、親子がよりよい生活を送ることができるよう、健康診査や相談会等を実施し支援する。	保健課 各総合支所住民課

各施策の指針の進捗をはかる指標

施策の指針１　　人権尊重と男女平等の意識向上

主な指標	指標の説明	現状値	目標値			
			H25	H26	H27	H28
喜多方市男女共生のつどい参加者数（人）	喜多方市男女共生のつどい実行委員会が開催する「喜多方市男女共生のつどい」の参加人数	200 人（H24）	300 人以上	300 人以上	300 人以上	300 人以上
男女の平等感（%）	「社会全体において男女は平等である。」と感じる人の割合（市民意識調査※）	40.8%（H23）	-	-	50%	-

※　市民意識調査
　市内に住所を有する 20 歳以上の男女を対象に実施する。（平成 23 年度　無作為に抽出した 1,200 人中 461 人が回答。）

施策の指針２　　意思決定過程への男女共同参画の促進

主な指標	指標の説明	現状値	目標値			
			H25	H26	H27	H28
審議会等における女性委員の割合（%）	喜多方市が設置する各種審議会等における女性委員の割合。平成 28 年度に 40%となるよう年 2%の増加を目指す。	32.1%（H24）	34%	36%	38%	40%
事業所における女性管理職の登用割合（%）	課長相当職以上に登用されている女性の割合（事業所アンケート※）国の目標値が平成 27 年度で 10%程度のため、基準値として設定した。	19%（H23）	-	-	10%以上	-

※　事業所アンケート
　従業員 30 名以上の市内民間事業所を対象に実施する。（平成 23 年度　91 事業所中 46 事業所が回答）

施策の指針３　　男女の職業意識・能力の向上の支援

主な指標	指標の説明	現状値	目標値			
			H25	H26	H27	H28
研修への女性職員派遣者数（人）	福島自治研修センターで実施される研修への派遣者数における女性職員数	19 人（H24）	15 人以上	15 人以上	15 人以上	15 人以上
事業所における女性正社員の割合（%）	市内の事業所において正社員として働く女性の割合（事業所アンケート）	26.1%（H23）	-	-	30%	−

施策の指針４　　家庭と仕事の両立の支援

主な指標	指標の説明	現状値	目標値			
			H25	H26	H27	H28
各種教室・講座の参加者延べ人数（人）	乳幼児及び保護者を対象とした公民館主催各種教室・講座の参加者延べ人数	2,068 人 (H23)	2,120 人	2,145 人	2,170 人	2,200 人

施策の指針５　　多様な働き方を実現するためのしくみづくり

主な指標	指標の説明	現状値	目標値			
			H25	H26	H27	H28
家族経営協定の締結数（件）	農家の家族間における役割分担や就業条件等を明確にする家族経営協定の締結数。年2協定の締結推進を目標とする。	52 件 (H24)	54 件	56 件	58 件	60 件
男性の育児休業取得率（%）	事業所において、配偶者が出産した男性のうち、育児休業制度を利用した男性の割合（事業所アンケート）	なし※	-	-	5.2%※以上	-

※　現状値と目標値について

喜多方市の数値がないため、県の目標値である 5.2%（平成 32 年度）を設定し、平成 27 年度実施予定の事業所アンケート調査において、市の数値を把握する。平成 23 年度アンケート調査実施時においては、育児休業取得者 57 名のうち、男性は８名であった。

施策の指針６　　地域における男女共同参画の推進

主な指標	指標の説明	現状値	目標値			
			H25	H26	H27	H28
各種地域活動の掲載数（回）	市広報への地域活動の掲載回数。毎月1日号に掲載する。	12 回 (H24)	12 回	12 回	12 回	12 回
地域活動に参加している市民の割合（%）	地域活動に参加している市民の割合（市民意識調査）	64% (H23)	-	-	70%	-

施策の指針７　　すべての人が安心して暮らせる社会の実現

主な指標	指標の説明	現状値	目標値			
			H25	H26	H27	H28
高齢者対象講座等の受講者数（人）	高齢者を対象とした公民館主催の各種教室・講座の参加者延べ人数	2,230 人（H23）	2,350 人	2,410 人	2,470 人	2,530 人
要援護者台帳システム登録者数(人)	登録対象となっている要援護者のうち、登録済みの要援護者数	2,600 人	3,100 人	3,600 人	4,100 人	4,600 人

施策の指針８　　生涯にわたっての健康な心とからだづくりの支援

主な指標	指標の説明	現状値	目標値			
			H25	H26	H27	H28
内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の割合（%）	生活習慣病の発症に関わる内臓脂肪症候群の該当者及び予備軍のとなる人の割合（国の基準に準じ現状値の 25%減を目標とする。） [参考]国：25%減少（H29）	30.8%（H23）	27.7%	26.1%	24.6%	23%以下
育児についての相談相手が複数いる母親の増加割合（%）	4か月児健診時点（基準値※）と翌年の 1 歳 6 か月児健診時点（実績）との比較による「相談相手が 2 名以上いる」と回答する母親の増加割合	なし	基準値から10%増	基準値から10%増	基準値から10%増	基準値から10%増

※　基準値について

平成 25 年度の基準値となる平成 24 年度実施の４か月児健診においては、相談相手が複数いる母親の割合は 90.8％であった。平成 25 年度の 1 歳６か月健診での割合と比較し、増加分が 10%となることを目指す。（平成 24 年度から実施）